

1. 件名：女川原子力発電所2号炉の設置変更許可申請（有毒ガス防護）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年2月3日 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官※、片桐主任安全審査官、角谷主任安全審査官、
建部主任安全審査官、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官、
土居安全審査専門職、長江技術参与

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 副部長、他8名
原子力本部 原子力部 副長、他2名※

5. 要旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の設置変更許可申請（有毒ガス防護）について、提出資料に基づき説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について、引き続き確認することとした。
 - 調査対象の可動源の特定フローに基づき、敷地外のアンモニアを調査対象として抽出した考え方について、先行審査実績等を踏まえ再度整理して説明すること。
 - 品質管理に必要な体制の整備について、先行審査実績を踏まえ、その差異理由等を整理して説明すること。
- （3）東北電力株式会社から、（2）について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症基本的対処方針の改定を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和3年12月1日 第49回原子力規制委員会配付資料）に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）女川原子力発電所2号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針

- への適合性について（有毒ガス防護）（〇２－Ｇ－〇〇２（改〇））（令和３年１２月２４日提出資料）
- （２）原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表（〇２－Ｇ－〇〇６（改〇））（令和３年１２月２４日提出資料）
 - （３）女川原子力発電所２号炉 実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第５条第２項第１１号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について（〇２－Ｇ－〇〇４（改〇））（令和３年１２月２４日提出資料）
 - （４）実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第５条第２項第１１号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表（〇２－Ｇ－〇〇８（改〇））（令和３年１２月２４日提出資料）
 - （５）女川原子力発電所２号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（〇２－Ｇ－〇〇３（改２））
 - （６）中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表（〇２－Ｇ－〇〇７（改２））
 - （７）女川原子力発電所２号炉 発電用原子炉設置変更許可申請の概要【有毒ガス防護について】（〇２－Ｇ－〇１０（改３））
 - （８）女川原子力発電所２号炉 指摘事項に対する回答整理表（有毒ガス防護）（〇２－Ｇ－〇１１（改２））
 - （９）女川原子力発電所２号炉 発電用原子炉の設置変更（２号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第３条の２の４発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について（〇２－Ｇ－〇〇１（改〇））（令和３年１２月２４日提出資料）
 - （１０）女川原子力発電所２号炉 発電用原子炉の設置変更（２号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第４３条の３の６第１項第１号（平和目的）基準への適合について（〇２－Ｇ－〇〇５（改〇））（令和３年１２月２４日提出資料）
 - （１１）発電用原子炉の設置変更（２号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第４３条の３の６第１項第１号（平和目的）基準への適合について 比較表（〇２－Ｇ－〇〇９（改〇））（令和３年１２月２４日提出資料）

以上